第160回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年６月24日（水曜日）
午前10時

開催場所

大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号
ホテル日航大阪 ４階「孔雀」

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第２号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

目次

第160回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 4
株主総会参考書類…… 6
　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
　第２号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件
事業報告…… 35
連結計算書類…… 54
計算書類…… 56
監査報告書…… 58

テイカ株式会社

証券コード：4027

(証券コード　4027)
２０２６年６月５日

株　主　各　位

大阪市大正区船町１丁目３番47号
(本社事務所　大阪市中央区谷町４丁目１１番６号)
テイカ株式会社
代表取締役社長執行役員　出 井　俊 治

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。
　当社ウェブサイト　　https://www.tayca.co.jp/ir/meeting.php

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。
　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テイカ」または「コード」に当社証券コード「４０２７」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年６月23日（火曜日）午後５時40分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

【インターネットによる議決権行使の場合】
　当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、５ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日　時　2026年６月24日（水曜日）午前10時

2. 場　所　大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号
ホテル日航大阪 ４階「孔雀」

3. 目的事項

報　告　事　項

1. 第160期（自2025年４月１日 至2026年３月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第160期連結計算書類監査結果報告の件

決　議　事　項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

第２号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(１)議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(２)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(３)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

＜株主様へのお願い＞

・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、前述の各ウェブサイトに掲載しておりますため、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

従いまして、監査等委員会および会計監査人は、上記①および②の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

・株主総会ご出席の株主様へのお土産は、2023年から取りやめとさせていただいております。

・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場予定の株主様は、本株主総会前にあらかじめご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前９時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月23日（火曜日）
午後５時40分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年６月23日（火曜日）
午後５時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

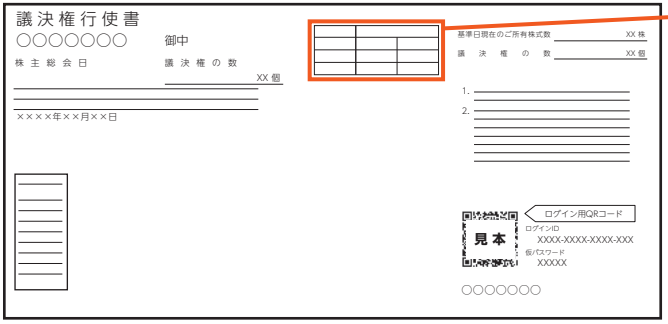

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

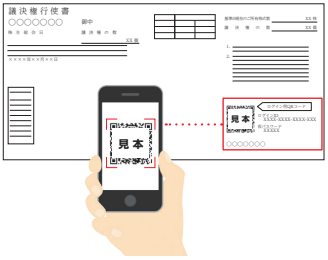

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

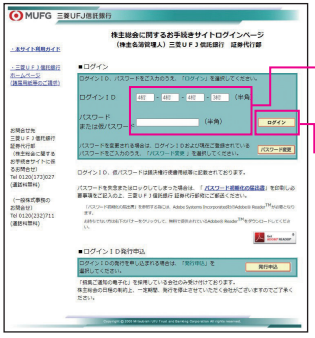

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く)全員(４名)は任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1　**出井　俊治**（いでい　しゅんじ）　再任　社内

生年月日
1964年３月24日生

性別
男性

所有する当社株式の数
23,788株

在任年数
８年

取締役会出席状況
14/14回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年４月	当社入社
2012年４月	当社岡山研究所長
2015年４月	当社営業部長
2017年６月	当社東京支店長
2018年６月	当社取締役東京支店長
2018年８月	ＴＦＴ㈱代表取締役社長
2019年６月	当社取締役上席執行役員東京支店長
2020年６月	当社取締役常務執行役員
2021年６月	当社取締役専務執行役員
2022年６月	当社代表取締役社長執行役員、現在に至る

現在の担当

内部監査室、大阪研究所、岡山研究所管掌

取締役候補者とした理由

出井俊治氏は、当社入社後、研究部門や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しており、2022年６月より当社代表取締役社長執行役員として経営を担っております。これらの経験および実績を活かし、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2　**岩 崎　多摩太郎**（いわさき　たまたろう）　再任　社内

生年月日
1967年３月29日生

性別
男性

所有する当社株式の数
11,907株

在任年数
６年

取締役会出席状況
14/14回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年４月	当社入社
2010年４月	当社東京支店次長
2016年１月	テイカ倉庫㈱営業部長
2016年10月	同社営業倉庫統括部長
2017年６月	同社代表取締役社長
2020年６月	当社取締役上席執行役員岡山工場長
2022年６月	当社取締役上席執行役員
2024年６月	TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD. 取締役会長、現在に至る
2025年６月	当社取締役常務執行役員、現在に至る

現在の担当

環境経営企画部、資材部、大阪工場管掌

取締役候補者とした理由

岩崎多摩太郎氏は、当社入社後、営業部門や工場部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

村田　悦宏（むらた　よしひろ）

再任　社内

生年月日
1968年７月11日生

性別
男性

所有する当社株式の数
10,007株

在任年数
４年

取締役会出席状況
14/14回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年４月	当社入社
2017年４月	当社東京支店次長
2019年６月	ジャパンセリサイト㈱代表取締役社長
2020年６月	当社東京支店長
2021年６月	当社執行役員東京支店長
2022年６月	当社取締役上席執行役員東京支店長 ＴＦＴ㈱代表取締役社長
2023年４月	当社取締役上席執行役員営業部長、東京支店長
2024年８月	当社取締役上席執行役員
2025年６月	当社取締役常務執行役員、現在に至る テイカ商事㈱代表取締役社長、現在に至る

現在の担当

営業部管掌

取締役候補者とした理由

村田悦宏氏は、当社入社後、営業部門において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4　**中村　弘**（なかむら　ひろし）　再任　社内

生年月日
1968年２月26日生

性別
男性

所有する当社株式の数
2,370株

在任年数
１年

取締役会出席状況
11/11回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年４月	㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2009年７月	㈱みずほ銀行つくば支店長
2012年２月	同行南浦和支店長
2015年４月	同行神田支店長
2018年４月	同行営業店業務第三部長
2020年４月	同行千葉支店長
2022年11月	当社出向、人事部長
2023年１月	当社入社、人事部長
2023年６月	当社総務部長、人事部長
2024年６月	当社執行役員総務部長、人事部長
2025年６月	当社取締役上席執行役員、人事部長
2025年11月	当社取締役上席執行役員、現在に至る

現在の担当

総務部、人事部、経理部、DX推進室管掌

取締役候補者とした理由

中村弘氏は、前職において培った金融、企業経営にわたる幅広い見識を、また当社入社後は総務部、人事部等の管理部門において業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5　**田内　雅彦**（たうち　まさひこ）　新任　社内

生年月日
1969年１月13日生

性別
男性

所有する当社株式の数
3,750株

在任年数
一年

取締役会出席状況
一/一回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年４月　当社入社
2017年６月　当社営業部長
2021年６月　当社執行役員営業部長
2022年６月　当社執行役員営業部長
TRS Technologies,Inc.取締役会長、現在に至る
2023年６月　当社上席執行役員、現在に至る
TFT㈱代表取締役社長

現在の担当

電子材料部管掌

取締役候補者とした理由

田内雅彦氏は、当社入社後、海外関連会社や営業部門等において豊富な業務経験と実績を有しております。これらの経験および知見が当社経営に活かされることを期待し、新たに取締役候補者としました。

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3．中村弘氏の取締役会出席状況は、2025年６月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としています。
4．当社は、2026年４月１日を効力発生日としてＴＦＴ株式会社を吸収合併いたしました。

（ご参考）取締役のスキル・マトリックス【株主総会終了後の予定】

第１号議案および本定時株主総会終了後開催予定の取締役会で役付執行役員および執行役員選定の件が承認された場合の取締役会・監査等委員会の構成および各取締役に対して特に経験・知識・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

役職等	氏名	社外・独立性	性別	経験・知識・専門性							
				企業経営	法務リスク管理	財務会計	製造技術研究開発	営業	人事労務	海外経験	環境社会
取締役 社長執行役員	出井俊治		男性	○			○	○			
取締役 常務執行役員	岩崎多摩太郎		男性	○			○	○	○		○
取締役 常務執行役員	村田悦宏		男性	○				○			
取締役 上席執行役員	中村弘		男性		○	○			○		○
取締役 上席執行役員	田内雅彦		男性	○				○		○	
取締役 常勤監査等委員	中務康介		男性		○	○			○		○
取締役 監査等委員	山本浩二	社外 独立	男性	○		○					
取締役 監査等委員	尾﨑まみこ	社外 独立	女性				○			○	○
取締役 監査等委員	井上剛	社外 独立	男性	○			○				○
取締役 監査等委員	古島礼子	社外 独立	女性		○				○		○

第２号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2008年６月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2023年６月27日開催の定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき運用してまいりました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現行対応方針」といいます）が、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現行対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、2026年５月13日開催の取締役会において、現行対応方針の一部を見直した上（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定いたしました。つきましては本対応方針の継続について、株主の皆様にご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対応方針の詳細につきましては、添付資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続について」をご参照ください。

（添付資料：当社2026年５月13日付公表資料より）

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続について

当社は、本日開催された取締役会において、2023年５月10日の取締役会で決議し、同年６月27日開催の定時株主総会にてご承認いただきました大規模買付行為に関する対応方針（以下「現行対応方針」といいます）について、2026年６月24日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもってその有効期間が満了することから、その後の法律の改正、いわゆる買収への対応方針に関する議論の状況等を踏まえ、議論を重ねました結果、現行対応方針である、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「本対応方針」といいます）を引続き３年間継続することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

本対応方針の継続については、2026年６月24日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

本対応方針の継続にあたり、本対応方針の適用対象となる大規模買付行為の定義や株主総会決議の要件について見直しを行ったほか、その他所要の修正を行っております。

なお、2026年３月31日現在における当社の株式の状況は別紙１のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為（大規模買付行為の内容は下記Ⅲ３(1)のとおりであり、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

また、本文書で引用する法令の各条項は、2026年５月13日現在で施行されている法令を前提とするものであり、同日以降に法令の改正があり当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

Ⅰ　当社の企業価値向上の取り組みについて

１　企業理念等

当社グループは、「化学の力で感動の素を創り、世界に夢と笑顔を届けます」を経営の理念として掲げ、「まじめに感動素材」をスローガンに、お客様と真摯に向き合い、妥協なく試行錯誤を繰り返す中からよりよいソリューションを実現していくことで、社会に広く貢献する技術・製品の創造に挑戦を続けております。この基本的な考え方のもと、当社グループは、創業以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの機能性微粒子製品、医療用向けの圧電材料やコンデンサ向け導電性高分子薬剤等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

2020年６月、当社グループは2029年度に向けた長期経営ビジョン「MOVING-10」を策定いたしました。長期経営ビジョンでは、既存製品での市場の更なる深耕と、お客様に感動をもたらし、地球環境に配慮した新しい価値を創造することで、持続可能な社会の実現と企業価値の増大を図ることとしております。

また、2026年度から2029年度までの中期経営計画「MOVING-10 STAGE３」を新たに策定し、基本方針として①営業利益の拡大②新規事業の実現③資本効率化④事業投資の積極化⑤経営基盤強靭化の５つを活動のポイントとしております。今年、新たな中期経営計画の初年度となりますが、重点分野である電子材料事業および医療・圧電関連事業の更なる拡大と新事業開発に注力するとともに、機能性材料事業では構造改革実施による収益性改善を行うことで、より一層の企業価値向上を図っております。

２　コーポレートガバナンスの強化の取り組み

当社グループは、コーポレートガバナンスの強化を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、迅速かつ的確な意思決定および経営の透明性・健全性の維持向上に努めることにより、株主や顧客等さまざまなステークホルダーから信頼される企業経営の確立を目指しております。

当社のコーポレートガバナンス体制は、取締役会の監査・監督機能の強化、社外取締役の更なる活用による経営の透明性と健全性の向上等を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

また、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分担を明確にするため、執行役員制度を導入しており、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築しております。

さらに、指名報酬委員会、独立社外役員会、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会などの各委員会との連携を図ることで、コーポレートガバナンスの一層の強化に取り組んでおります。

Ⅱ　本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為があっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。そもそも、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却をされるか否かは、最終的には株主の皆様自らのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、突然の大規模買付行為に対して、株主の皆様に短時間で、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなどを適切にご判断いただくのは、なかなか困難なものがあるのではないかと思われます。そのため、大規模買付者からの十分な情報が提供されること、熟慮のための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。

さらに、株主の皆様に大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の将来にわたる企業価値を正しくご判断していただくためには、創業以来蓄積された専門技術やノウハウに対する理解が不可欠であり、また、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた

関係等への十分な理解も不可欠であります。これら当社の企業価値を十分に理解しているのが当社取締役会であり、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を株主の皆様に提供することは極めて重要であると考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為に関するルールを定めることといたしました。

Ⅲ　本対応方針の内容

1　本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様に大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行われなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対応措置をとるものとします。

なお、本対応方針は、予め当社取締役会の同意を得ていない大規模買付行為を対象とするものであり、当社取締役会の同意を得た上で行われる大規模買付行為については、適用対象とはなりません。

2　本対応方針の継続手続

本対応方針の継続は、2026年５月13日開催の取締役会において、独立社外取締役４名を含む全取締役の賛成により決議されたものであります。

本対応方針の継続については、株主の皆様のご意思を反映する機会を保証するため、2026年６月24日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針の継続を株主の皆様にお諮りし、株主の皆様からご承認をいただくことを条件として発効するものとします。

3　大規模買付ルールの内容

(1)　本対応方針の適用対象となる買付行為

本対応方針は、下記アまたはイに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくは下記ウに該当する当社株券等に関する行為またはこれらに類似する行為（これらの提案[1]を含みます。）（当社取締役会が本対応方針を適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合を適用対象とします。

記

ア　当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20％以上となる買付その他の取得

イ　当社が発行者である株券等[5]について、公開買付け[6]を行う者の株券等所有割合[7]およびその特別関係者[8]の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます）

ウ　上記アもしくはイに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(ⅰ)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者[9]もしくは特別関係者（以下本ウにおいて「株券等取得者等」といいます）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[10]を樹立するあらゆる行為[11]であって、(ⅱ)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20％以上となるような行為

1　第三者に対して大規模買付行為を勧誘する行為を含みます。
2　金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
3　金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。
4　金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本書において同じとします。
5　金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
6　金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本書において同じとします。
7　金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本書において同じとします。
8　金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。
9　金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本書において同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供要求

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に、当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

i 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます）を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類および数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況、および提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付行為を行うにあたって大規模買付ルールの遵守を誓約する旨を記載していただきます。なお、意向表明書を含む本件大規模買付者からのその他の意見、応答における当社との使用言語はすべて日本語に限ります。

ii 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した後10営業日（初日不算入）以内に、後記の独立委員会の助言を受けて、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために当初提出していただく大規模買付情報のリストを作成し、これを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、大規模買付者から提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると判断される場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしていただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されて

---

10 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものといたします。

11 本文のウ所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものといたします。なお、当社取締役会は、本文のウ所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

から60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買付情報提供期間」といいます）。ただし、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、独立委員会の勧告に基づき、大規模買付情報提供期間を最長30日間延長できるものとします。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適時、適切に開示いたします。また、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。大規模買付ルールによる株主の皆様に対する開示・公表の方法は、同ルールおよび当社取締役会で別途の方法を定めない限り、当社ホームページにて実施するものとします。

大規模買付者に対して提供を要求する大規模買付情報は、大規模買付行為の内容により異なることがあり得ますが、一般的な大規模買付情報の項目は以下のとおりです。なお、以下の情報はすべて日本語にて提供いただくものとします。

① 大規模買付者およびそのグループの概要

具体的名称、事業内容、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容ならびに役員の氏名および略歴を含みます。なお、大規模買付者およびそのグループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合には、その主要な組合員、出資者、その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者の名称を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為における買付対価の種類およびその価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の適法性については、弁護士による意見書を提出いただくこととします。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合はその相手方の概要ならびに当該意思連絡の具体的な態様および内容

④ 買付対価の算定根拠

大規模買付行為における買付価格の算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容およびその算定根拠を含みます。

⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け

大規模買付者に対する資金提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、資本構成、資金調達方法および関連する取引の内容を含みます。

⑥　大規模買付行為完了後に実施を予定する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社事業・資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

⑦　当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

⑧　大規模買付行為後の当社および当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針

従業員の雇用継続などの処遇、取引先との取引関係の変更の予定の有無、変更の予定がある場合にはその内容を含みます。

⑨　当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

⑩　反社会的勢力またはテロ関連組織との関連の有無（直接・間接を問いません）およびこれらに対する対処方針

⑪　その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⑶　当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案提出のための期間として与えられるものとします。

①　対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間（初日不算入）

②　その他の大規模買付行為の場合は、90日間（初日不算入）

大規模買付行為は、取締役会検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、独立委員会が取締役会検討期間内に対応措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に対応措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、その決議により、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

なお、当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめ、一般に公表します。当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関

する条件改善について交渉し、または当社取締役会としての代替案を一般に公表することにより株主の皆様に対して提示することがあります。

4　大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1)　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わないで大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する買収行為と判断し、これに対する対応措置として、非適格者のみ行使できないという内容の行使条件にて、新株予約権の無償割当てを行います。当社取締役会が対応措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、別紙２のとおりとします。

なお、当該対応措置の発動において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

(2)　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値の維持・向上、株主共同の利益の向上に資するか否かを取締役会検討期間内に検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合にのみ、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するため、対応措置として新株予約権の無償割当てを行います。かかる新株予約権の無償割当ての概要は、上記Ⅲ４(1)の場合と同じく別紙２のとおりとします。

大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①　真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーに該当する場合）

②　当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社あるいはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っていると判断される場合

③　当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

④　当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

⑤　大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません）

これに対し、大規模買付行為が上記のいずれにも該当せず、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当しないときは、当社取締役会は、対応措置としての新株予約権の無償割当てを行わないものとします。ただし、この場合であっても、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対するときは、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことがあります。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否かの判断において、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

5　株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記Ⅲ４のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

ただし、独立委員会が対応措置の発動についての勧告を行うに際して、対応措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、また、独立委員会の勧告の内容にかかわらず、当社取締役会が自らの判断で対応措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集します。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決議した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議（通常の普通決議）に従い、対応措置の発動等に関する決議を行うものとします。ただし、大規模買付行為の目的、方法および内容並びに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

なお、株主意思確認総会の招集手続きがとられた場合であっても、その後、当社取締役会において対応措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対応措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

6　対応措置の中止または撤回

当社取締役会は、上記Ⅲ４または５の手続に従い対応措置の発動を決議した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対応措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変更が生じた場合には、対応措置の発動を中止または撤回することがあります。

7　独立委員会の設置

⑴　独立委員会の概要

当社取締役会が、対応措置の発動について恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社取締役会は、独立委員会規程（概要については別紙３をご参照下さい）に基づき、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

⑵　独立委員会の委員構成

独立委員会の委員は、３名以上とし、公正で中立な判断を確保するため、社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者または取締役もしくは監査役の経験のある社外有識者の中から、当社取締役会が選任します。

独立委員会の委員の略歴は、別紙４に記載のとおりです。

⑶　独立委員会の役割

当社取締役会が対応措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の公正さを確保するために、以下の手続を経るものとします。

当社取締役会は対応措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対応措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対応措置の発動の是非について勧告を行います。当該勧告においては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは、上記Ⅲ４⑵①から⑤までの事由の存否を判断するものとします。

この勧告についての決議は、原則として、独立委員会の決議をもって行うものとします。当社取締役会は、対応措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

８　本対応方針の継続が株主および投資家に与える影響

⑴　本対応方針継続時の影響

本対応方針の継続時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありません。従って、本対応方針の継続が株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

⑵　対応措置発動時の影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、対応措置としての新株予約権の発行を行うことがありますが、対応措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。ただし、対応措置において新株予約権の行使ができない者については、対応措置が発動された場合には、法的および経済的不利益が生じる可能性があります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを決議した以後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当該新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が当該新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で当該新株予約権を取得することがあります。その場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(3) 対応措置の発動に伴い株主の皆様に必要となる手続

当社取締役会が対応措置の発動を決議し、新株予約権が割当てられる場合、当社取締役会が別途決議し公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に当社取締役会が定める一定の金額の払込を行っていただく必要があります。

なお、割当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込をすることなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった場合に、法令および金融商品取引所規則等に基づき、別途お知らせいたします。

9 本対応方針の有効期間、継続、廃止および変更

(1) 本対応方針の有効期限は、2029年６月に開催する当社定時株主総会終結の時までとし、その時点において、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。従って、本対応方針を継続するか否か、および継続する場合にはその内容については、当社株主の皆様がご判断されることになります。

(2) 本対応方針は、上記期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、および当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点をもって効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向に従って、随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から必要と認めるときは、本質的な内容の変更に該当しない範囲において、独立委員会の諮問を経て、本対応方針の内容を修正し、またはこれを変更する場合があります。

(3) 本対応方針の廃止、変更等が決定された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用のある法令および金融商品取引所規則等に従って、株主の皆様に適時、適切に開示いたします。

１０　本対応方針の合理性

⑴　買収への対応方針に関する指針等の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収への対応方針に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収への対応方針の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年６月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１－５．いわゆる買収への対応方針」および経済産業省が2023年８月31日に公表した「企業買収における行動指針」において示された考え方に沿うものであります。

⑵　株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するものであり、本対応方針の導入により、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

⑶　事前開示が行われていること

当社は、株主の皆様、投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を確保し、また株主の皆様に大規模買付行為が行われた場合に適切な選択を行う機会を確保するため、本対応方針継続に際してその目的、買収への対応方針の具体的な内容、効果を予め開示しております。

また、当社は、今後も法令および金融商品取引所規則等に従い、必要に応じて適時に適切な情報開示を行います。

⑷　株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本年６月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただくことを条件として継続されるものであり、同議案が否決された場合には、本対応方針はその効力を生じません。また、本対応方針の有効期間は３年間に設定されており、2029年に開催される定時株主総会において株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合には、自動的に廃止されることとなっております。

さらに、本対応方針は、独立委員会が対応措置の発動に関し予め当社株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、当社取締役会が自らの判断で対応措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様に対応措置を発動することの可否を直接ご判断いただく方法を採用しています。

このように、本対応方針は、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

⑸　独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本対応方針において、当社取締役会の恣意的な対応措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、３名以上の社外有識者等により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対応措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

⑹　合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、予め当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう行為について具体的に列挙し、大規模買付行為に対する対応措置は、当該合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されることとされています。従って、当社取締役会による恣意的な対応措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

⑺　買収と無関係に株主に不測の損害を与えるものではなく、公平性が確保されていること

本対応方針は、継続時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を及ぼすものではなく、また、本対応方針に基づき対応措置が講じられた場合であっても、大規模買付者を除く株主の皆様が法的および経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定されないため、買収防衛の手段としての相当性を有しております。

また、大規模買付者以外の株主に一律同条件にて新株予約権が発行されるという対応措置の内容は、大規模買付者以外の株主間の平等を図るよう設計されたもので、大規模買付者以外の株主間の公平性も確保されております。

⑻　デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会においていつでも廃止することができるものとされており、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

別紙１　　当社の株式の状況（2026年３月31日現在）

1. 発行可能株式総数　　75,000,000株

2. 発行済株式の総数　　23,914,414株（うち自己株式1,083,607株）

3. 株主数　　5,819名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
三井物産株式会社	1,784千株	7.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,661	7.27
三菱商事株式会社	1,630	7.14
山田産業株式会社	1,470	6.43
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,009	4.41
テイカグループ持株会	914	4.00
中央日本土地建物株式会社	694	3.04
関西ペイント株式会社	612	2.68
住友商事株式会社	500	2.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	419	1.83

（注）1. 当社は、自己株式1,083千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2.「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

別紙２　　新株予約権無償割当ての概要

１　新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

２　新株予約権の目的となる株式の種類および株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個の行使により交付される当社普通株式は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、所要の調整をするものとする。

３　発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式総数を上限として、当社取締役会が定める数とする。ただし、割当期日において、当社の有する当社普通株式を除く。

４　新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

５　新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類および価額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき財産の種類は金銭とし、その価額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

６　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7　新株予約権の行使条件

①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項および第６項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）、③大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の２第７項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）もしくは、④前三者のいずれかに該当する者から本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を要することなく譲受けまたは承継した者または、⑤前四者のいずれかに該当するものの関連者（実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めたものをいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項）をいう）は、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができないこととし、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8　新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会で別途定めるものとする。

9　当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定めた一定の日をもって、上記７に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日より後に、上記７に従って新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の、当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権１個につき当社普通株式１株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

また、当社は、新株予約権の割当ての効力発生日から、権利行使期間の開始日または上記による取得のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、上記７に従って新株予約権を行使することができない者が保有する新株予約権を含め、新株予約権を無償で取得することができる。

別紙３

独立委員会規程（概要）

１　設置

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

２　構成

⑴　独立委員の人数は、３名以上とする。

⑵　独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外有識者（会社経営者およびその経験者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとする。

⑶　独立委員の選任および解任は、取締役会決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の３分の２以上の賛成によるものとする。

３　独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において、本対応方針を継続することについて承認が得られた場合には、何らの決議を要することなく自動的に再任されるものとし、以後も同様とする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りでない。

４　独立委員会の役割

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に著しい損失をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して、対応措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員会は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否か等の観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益を図ることを目的にしてはならない。

５　決議要件

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

６　第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を含む）の助言を得ることができる。

別紙４　　独立委員会委員略歴

間石　成人（まいし　なりひと）
1953年１月13日生

略　歴	1979年４月	弁護士登録（大阪弁護士会）　色川法律事務所 入所（現任）
	1993年６月	小野薬品工業株式会社社外監査役
	2001年８月	法務省人権擁護委員
	2003年６月	大阪高速鉄道株式会社（現 大阪モノレール株式会社）社外監査役
	2007年７月	学校法人玉手山学園監事
	2010年６月	住友電設株式会社社外監査役
	2014年４月	学校法人玉手山学園理事
	2015年１月	弁護士法人色川法律事務所代表社員
	2016年12月	inQs株式会社社外監査役
	2024年４月	学校法人玉手山学園評議員（現任）

山本　浩二（やまもと　こうじ）
1954年12月28日生

略　歴	1983年４月	香川大学商業短期大学部講師
	1984年４月	同大学助教授
	1988年10月	大阪府立大学（現 大阪公立大学）経済学部（大学院経済学研究科）助教授
	1996年１月	同大学教授
	2010年４月	同大学経済学部長
	2012年４月	同大学現代システム科学域副学域長・マネジメント学類長
	2012年６月	同大学特命副学長
	2014年６月	当社社外監査役
	2015年７月	大阪府監査委員
	2017年３月	大阪府立大学名誉教授（現任）
	2017年４月	大阪学院大学経営学部教授（現任）
	2019年６月	当社社外取締役監査等委員（現任）
	2022年６月	株式会社エフアンドエム社外取締役（監査等委員）（現任）
	2022年10月	大阪府代表監査委員
	2022年10月	大阪学院大学経営学部長（現任）

岡田　功勝（おかだ　のりかつ）
1953年７月７日生

略　歴	1976年４月	株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
	1997年１月	同行西新井支店支店長
	2000年６月	同行西陣支店長
	2002年４月	株式会社みずほ銀行西陣支店長
	2006年３月	日本土地建物株式会社執行役員
	2009年11月	同社常務執行役員
	2015年６月	当社社外監査役

別紙５

本対応方針の内容（フローチャート）

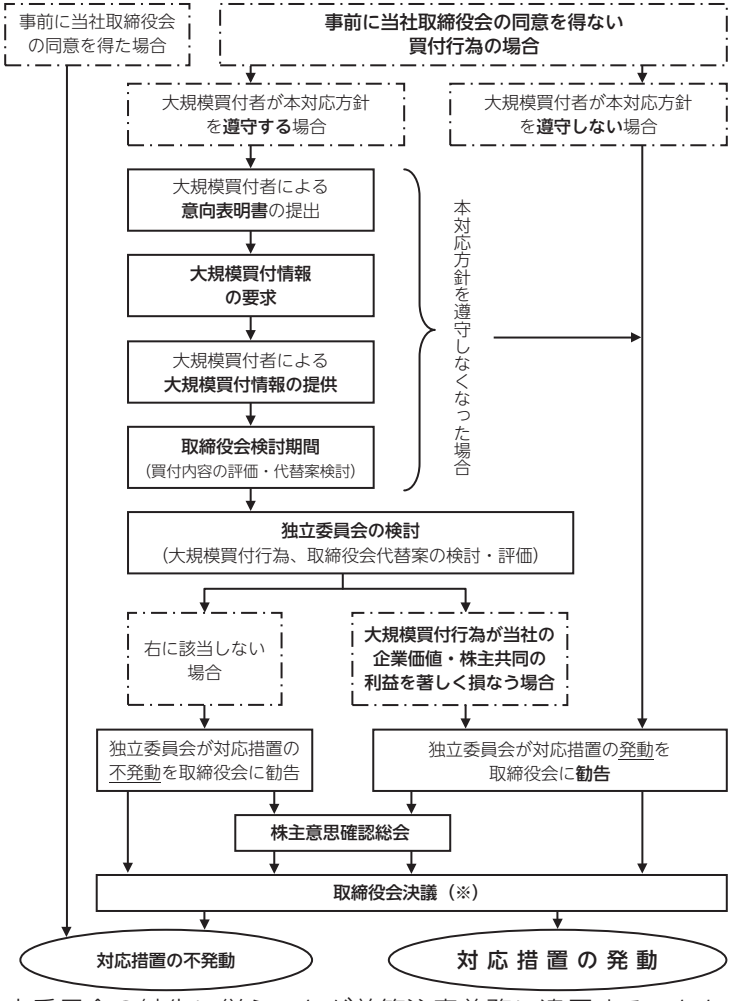

※　取締役会は、独立委員会の勧告に従うことが善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従う。また、株主意思確認総会が開催されたときはその決議に従う。

以上

事業報告（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善に加え、訪日外国人需要の回復を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、地政学リスクの長期化に伴う国際情勢の不確実性、原燃料価格の高止まり、為替変動の影響等を受けた物価上昇が継続し、先行きは依然として不透明な状況が続きました。また、海外景気の減速懸念や米国の政策・金融動向も注視されました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「MOVING-10 STAGE２」に基づき、成長事業である化粧品原料、圧電材料および導電性高分子薬剤の更なる拡大と新規事業の創出に取り組むとともに、基盤事業である汎用用途の酸化チタンや界面活性剤では、市場環境の変化に応じ、当社製品が必要不可欠な用途向けの供給に重点を置くなど事業構造改革を進め、より一層の企業価値向上を図ってまいりました。その結果、電子材料・化成品事業において界面活性剤、圧電材料および導電性高分子薬剤が好調に推移したことにより売上高は573億７千３百万円（前期比2.9％増）となりました。利益面では、機能性材料事業において化粧品原料の微粒子製品が低調であったこと、機能性微粒子製品の製造設備増設に伴う償却費負担が増加したこと等により、営業利益は21億７千６百万円（前期比38.3％減）、経常利益は26億７千２百万円（前期比28.7％減）となりました。また、機能性材料事業のうち汎用用途の酸化チタンについて、中国をはじめとする海外競合先の旺盛な販売攻勢や国内市場の需要減少等により事業環境が急速に悪化し、減損の兆候が認められたことから、減損損失として31億７千万円を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、８億７千８百万円（前期比136.3％減）となりました。

売上高	573億73百万円	前期比 2.9％増 ↗
営業利益	21億76百万円	前期比 38.3％減 ↘
経常利益	26億72百万円	前期比 28.7％減 ↘
親会社株主に帰属する当期純損失	8億78百万円	前期比 136.3％減 ↘

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンは、国内向けでは建築塗料向けの販売が低調に推移し、海外向けでは海外競合先の安価品との競争が一段と厳しさを増しました。このような状況下、一部価格改定を実施したものの、販売数量および売上高は前期を下回りました。

機能性用途の微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品は、海外を中心に在庫調整局面が継続した影響により、販売数量および売上高は前期を下回りました。

以上の結果、当事業の売上高は262億１千３百万円（前期比8.0％減）となりました

売上高（百万円）

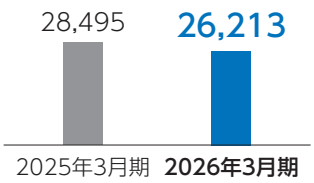

電子材料・化成品事業

界面活性剤は、日用品洗剤およびヘアケア用途向けの販売が好調に推移し、販売数量および売上高は堅調に推移いたしました。

導電性高分子薬剤は、車載用途に加え、AIサーバー等の情報インフラ用途が好調に推移し、販売数量および売上高は伸長いたしました。

圧電材料は、海外市場における関税対策に伴う先行的な在庫積み増し需要が堅調に推移したことなどにより、売上高は堅調に推移いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は300億７百万円（前期比14.9％増）となりました。

売上高（百万円）

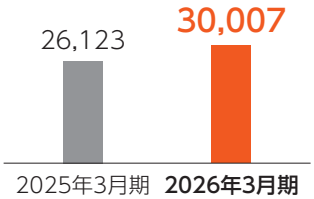

その他

倉庫業は、主要顧客の取扱量が堅調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は11億５千２百万円（前期比3.0％増）となりました。

売上高（百万円）

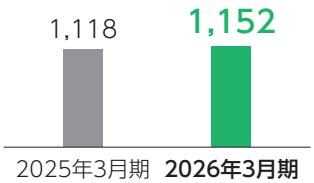

セグメント	売上高	構成比	前期比
機能性材料事業	26,213 百万円	45.7 %	△8.0 %
電子材料・化成品事業	30,007	52.3	14.9
その他	1,152	2.0	3.0
合計	57,373	100.0	2.9

⑵　対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、中東情勢の緊張による世界経済全体への影響をはじめ、地政学リスクに起因する原燃料価格の高騰等が懸念されることから、先行きは非常に不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループを取りまく事業環境は次のとおりであります。

①　機能性材料事業

汎用用途の酸化チタンにつきましては、海外品の流入や国内市場における需要の低迷等から市場環境は引き続き厳しい状況が続く可能性はありますが、コストの圧縮等抜本的な構造改革を進めてまいります。

機能性用途の化粧品原料向けの微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛および表面処理製品につきましては、引き続き需要は拡大見込みであり、各国の市況を注視しつつ販売維持・拡大に努め、機能性材料事業全体として営業キャッシュフローの捻出に努めてまいります。

②　電子材料・化成品事業

界面活性剤につきましては、日用品需要が底堅く推移する見通しであり、タイおよびベトナムの関係会社とも連携のうえ、アジア域内における販売の維持・拡大に注力してまいります。

導電性高分子薬剤につきましては、AIサーバー向け需要を中心に拡大が見込まれます。EV関連需要も底堅く推移すると見込まれることから、生産能力の増強を進めるとともに、更なる販売拡大に努めてまいります。

③　医療・圧電関連事業

圧電材料につきましては、超音波診断機市場の需要が引き続き堅調に推移する見通しであり、日米両製造拠点から世界各国へ安定的かつ効率的に製品を供給することにより、更なる販売拡大に努めてまいります。なお、当社グループは、2027年３月期より、事業実態に即したセグメント報告とするため、圧電材料を「医療・圧電関連事業」として報告してまいります。

このような状況の中、当社グループは激変する環境にスピードをもって的確かつ柔軟に対応するとともに、グループ一丸となって一層の企業価値向上に努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は47億２千１百万円であり、その主なものは工場設備の更新等であります。

① 当期中に完成した主要な設備投資

機能性材料事業

機能性微粒子製品製造設備増設工事

② 当期継続中の主要な設備投資

電子材料・化成品事業

導電性高分子薬剤製造設備増設工事

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき重要なものはありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分 ＼ 期別	第157期 2023年 3月期	第158期 2024年 3月期	第159期 2025年 3月期	第160期 (当期) 2026年 3月期
売上高(百万円)	54,773	52,993	55,737	57,373
経常利益(百万円)	4,717	2,802	3,747	2,672
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△)(百万円)	2,986	1,866	2,422	△878
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△)	128円86銭	80円60銭	105円46銭	△38円47銭
総資産(百万円)	75,717	82,709	88,345	88,558
純資産(百万円)	53,658	57,764	59,400	61,491

(注) １株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失(△)は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テイカ倉庫株式会社	95百万円	100%	倉庫業
テイカ商事株式会社	15	100	化学工業薬品の販売
ＴＦＴ株式会社	30	100	圧電材料の販売
テイカＭ＆Ｍ株式会社	10	100	エンジニアリング荷役請負
ジャパンセリサイト株式会社	50	50	セリサイト製品の販売
TAYCA(Thailand) Co.,Ltd.	160百万バーツ	86	界面活性剤の製造・販売
TAYCA(VIETNAM) CO.,LTD.	1,897億ドン	100	界面活性剤の製造・販売
TRS Technologies, Inc.	12万ドル	100	圧電単結晶製品等の製造・販売

(注) 1. テイカＭ＆Ｍ株式会社に対する出資比率は、当社子会社のテイカ倉庫株式会社を通じての間接保有分であります。
2. 当社は、2026年４月１日を効力発生日としてＴＦＴ株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容	売上高構成比
機能性材料	酸化チタン、微粒子酸化チタン、微粒子酸化亜鉛、表面処理製品等の製造、販売	% 45.7
電子材料・化成品	界面活性剤、硫酸、無公害防錆顔料、導電性高分子薬剤、圧電材料等の製造、販売	52.3
その他	化学工業薬品等の輸送、保管	2.0
	合計	100

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本　　店　(大阪市大正区)
本社事務所　(大阪市中央区)
東 京 支 店　(東京都中央区)
大 阪 工 場　(大阪市大正区)
岡 山 工 場　(岡山市東区)
熊 山 工 場　(岡山県赤磐市)

② 子会社

テ イ カ 倉 庫 株 式 会 社　(大阪市西淀川区)
テ イ カ 商 事 株 式 会 社　(大阪市中央区)
T F T 株 式 会 社　(大阪市大正区)
テイカM＆M株式会社　(大阪市西淀川区)
ジャパンセリサイト株式会社　(東京都中央区)
TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.　(タイ)
TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.　(ベトナム)
TRS Technologies,Inc.　(米国)

(注)　当社は、2026年４月１日を効力発生日としてＴＦＴ株式会社を吸収合併いたしました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
862名	24名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,210百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,506
株式会社中国銀行	1,087

2．会社の株式に関する事項

(1)　発行可能株式総数　　75,000,000株

(2)　発行済株式の総数　　23,914,414株(うち自己株式1,083,607株)

(3)　株主数　　5,819名

(4)　大株主

株主名	持株数	持株比率
三井物産株式会社	1,784千株	7.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,661	7.27
三菱商事株式会社	1,630	7.14
山田産業株式会社	1,470	6.43
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,009	4.41
テイカグループ持株会	914	4.00
中央日本土地建物株式会社	694	3.04
関西ペイント株式会社	612	2.68
住友商事株式会社	500	2.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	419	1.83

(注) 1.　当社は、自己株式1,083千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

2.　「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」の持株数1,009千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。

3.　持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5)　その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年８月21日付で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）４名に対し自己株式9,951株および執行役員（取締役兼務の執行役員を除く）７名に対し自己株式2,930株の処分を行っております。

3．会社役員に関する事項

(1)　取締役の氏名等（2026年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	出井　俊治	内部監査室、大阪研究所、岡山研究所管掌
取締役 常務執行役員	岩崎　多摩太郎	環境経営企画部、資材部、大阪工場管掌
取締役 常務執行役員	村田　悦宏	営業部管掌 テイカ商事株式会社代表取締役社長
取締役 上席執行役員	中村　弘	総務部、人事部、経理部、ＤＸ推進室管掌
取締役 常勤監査等委員	中務　康介	
取締役 監査等委員	山本　浩二	大阪学院大学経営学部教授 大阪学院大学経営学部長 株式会社エフアンドエム社外取締役（監査等委員）
取締役 監査等委員	尾﨑　まみこ	神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授 センツフェス株式会社代表取締役社長
取締役 監査等委員	井上　剛	
取締役 監査等委員	古島　礼子	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 日亜鋼業株式会社社外取締役

(注) 1.　監査等委員である取締役山本浩二、尾﨑まみこ、井上剛、古島礼子の４氏は、社外取締役であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して山本浩二、尾﨑まみこ、井上剛、古島礼子の４氏を独立役員とする届出書を提出しております。

2.　監査等委員である取締役山本浩二氏は、会計学等の大学教授として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3.　情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中務康介氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4.　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。
当該保険契約の被保険者は取締役および子会社役員等であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、次のとおりであります。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や社員給与との調和等を勘案して定めた役員報酬規定の役位別金額に応じて支給額を決定する。

・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、営業利益、売上高営業利益率等の各指標の前３期実績の平均値と直近の実績値との対比および直近の期首業績予想値と実績値との対比等をもとに達成度を係数にし、役員報酬規定に定められた役位別のベース金額を乗じて支給額を決定する。各指標は中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、指名報酬委員会の答申を得たうえで、見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30百万円以内、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年25,000株以内(ただし、普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する)とする。取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。

・当事業年度の業績連動報酬における主な指標

	2025年３月期実績値		前３期実績平均値		2025年３月期 期首業績予想値	
	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)	営業利益 (百万円)	売上高営業 利益率(%)
連結	3,525	6.3	3,400	6.6	3,200	5.6

・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬、業績連動報酬等と非金銭報酬等の額の割合は、取締役の個人別の金銭報酬の額を勘案のうえ指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役会にて決定する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬を決定するにあたっては、上記方法で算定した額と世間水準や社員給与との調和等を勘案し、代表取締役が原案を作成して指名報酬委員会に諮問し、その答申の内容を踏まえて取締役会において決定しております。取締役会は、その答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2019年６月26日開催の第153回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は、６名です。また、2023年６月27日開催の第157回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権として、その総額は、年額30百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、５名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年６月26日開催の第153回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、５名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	122	84	27	11	5
取締役（監査等委員）（社外取締役は除く）	13	13	－	－	2
社外取締役（監査等委員）	23	23	－	－	5

（注） 上表には、2025年６月25日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）２名（うち社外取締役１名）および監査等委員ではない取締役から監査等委員である取締役に就任した１名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役山本浩二氏は、大阪学院大学経営学部教授、大阪学院大学経営学部長および株式会社エフアンドエム社外取締役（監査等委員）でありますが、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役尾﨑まみこ氏は、神戸大学工学研究科応用化学専攻客員教授およびセンツフェス株式会社代表取締役社長でありますが、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役井上剛氏は、第一稀元素化学工業株式会社の元代表取締役社長執行役員であり、当社は同社との間に硫酸ジルコニウムの販売および原材料の購入（３千２百万円）等の取引関係があります。

取締役古島礼子氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社は同弁護士法人との間で、顧問契約に基づき顧問料（１百万円）を支払っております。同氏は、日亜鋼業株式会社社外取締役でありますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

② 当期における主な活動状況

役職等・氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （監査等委員） 山本浩二	当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会11回の全てに出席し、主に大学教授としての会計学等の専門的な知識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。
社外取締役 （監査等委員） 尾﨑まみこ	当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会11回の全てに出席し、主に技術系研究者として長年にわたり培ってきた専門的見識、また女性初の日本比較生理生化学会会長に就任するなどの豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。
社外取締役 （監査等委員） 井上剛	当期に開催した取締役会14回の全てに出席し、また監査等委員会11回の全てに出席し、主にこれまでに培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。
社外取締役 （監査等委員） 古島礼子	2025年６月25日の就任以降、当期に開催した取締役会11回の全てに出席し、また監査等委員会8回の全てに出席し、主にこれまでに弁護士として培ってきた企業法務等の専門的見識および豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の報酬、人事の決定にあたり、代表取締役が作成した原案について意見することにより、独立した客観的立場から、業績等の評価を報酬や人事に反映させる等、経営陣の監督に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役全員は、それぞれ当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の名称

清　稜　監　査　法　人

(2)　会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社が支払うべき報酬等の額	30百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1.　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.　当社の重要な子会社のうち、TAYCA(Thailand)Co.,Ltd.、TAYCA(VIETNAM)CO.,LTD.およびTRS Technologies,Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3.　監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠が当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が業務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制および方針

(1)　業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として定めております。本方針については、会社法および会社法施行規則の改正ならびに近年の社会情勢等を踏まえ、体制の充実を図るべく、2026年３月27日開催の取締役会において改正を決議いたしました。

以下では、当事業年度末日における取締役会決議の内容を記載しております。

①　当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア　当社グループは、「テイカグループ行動規範」を遵守するとともに、法令、その他社内規則、善良なる社会慣行等を誠実に遵守する。また、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上を図る。

イ　当社は、社長執行役員直轄の諮問機関として、取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、審議等の結果について、社長執行役員および常勤監査等委員に報告することとしている。

ウ　当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則および企業倫理に抵触する恐れがあると判断したときは、社内コンプライアンス連絡窓口や社外弁護士への相談窓口に直接相談等を行うことができるものとしている。また、コンプライアンス規程や連絡窓口（ホットライン）を記載した「コンプライアンス・カード」を作成し、当社の役職員全員に配付することとしている。

エ　当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門ならびに管理部門および主要な子会社の職務の執行が法令および定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき内部監査を実施する。

②　取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を記録し、法令や当社の取締役会規則、文書保管、保存および廃棄に関する基準等に則り管理するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて保存する。また、法令および取引所適時開示規則に則り必要な情報については開示を行う。

③　当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア　当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制、方針等の審議、策定、リスク管理の実施状況を把握すること等を目的に、「リスク管理委員会」を設置している。

イ　緊急事態対応規則や事業継続計画(BCP)対応規則において、損失を最小限度にとどめるための社内体制や対外対応に関して必要な事項を定めている。

④　当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　取締役会は原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、機動的な運用を図っている。

イ　業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入し、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、執行役員は委任された業務領域において、迅速な業務執行を行う。

ウ　取締役および執行役員ならびに常勤監査等委員等で構成する「経営会議」を設置し、経営上重要な業務執行における方針･計画ならびにその業務の実施について協議決定し、成果の確実性の確保および業務遂行の効率化を図っている。

⑤　当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア　関係会社管理規則の規定に則り、子会社は、経営上の基本方針、重要企画、その他重要事項については、予め当社の承認を得るものとし、報告事項については遅滞なく当社関係部門に報告を行うものとしている。

イ　子会社の取締役に、当社の執行役員もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、適宜判断を行うとともに、必要に応じて是正勧告等を行い、業務の適正化を図っている。

ウ　内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われているかどうかにつき監査を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その人事については取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員が意見交換し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性を確保したうえで決定し、監査等委員会補助スタッフを置く。

⑦　当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

ア　常勤監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議に出席するとともに、稟議書等重要な決裁文書を閲覧する。

イ　取締役および執行役員は、監査等委員会に対して業務の執行状況等の必要な報告をする。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については発見次第直ちに監査等委員会に対して報告をする。

ウ　コンプライアンス委員会は、社内外コンプライアンス連絡窓口に通報があった場合には、当該通報の内容を監査等委員会に対しても報告する。

⑧　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則の規定に則り、子会社の管理を行う部署の管掌役員もしくは子会社の取締役は、子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、当社の取締役会で報告を行う。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団においては、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行うとともに、それを評価するための体制を確保する。

⑪　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、業務執行を行っている取締役および執行役員ならびに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的に実施するとともに、コンプライアンス上の問題が生じる懸念のある事項が生じた場合については、随時関連する役職員に適宜ヒアリングを行うこととしている。また、監査等委員会は定期的および必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行う。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

①　当社および子会社からなる企業集団における取締役および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア　法令や社内規定等の遵守態勢強化に向けて、監査において各部署の遵守状況の点検を重点的に実施しております。

イ　コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス全般に関する方針・施策等を審議するとともに、コンプライアンスに関する状況や通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、会計帳簿、会計帳票等は、社内規定に従って適切に記録され保存･管理しております。

③ 当社および子会社からなる企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各部署や子会社のリスクおよびその対応策の見直しならびに各種基準書･手順書等の見直しを定期的に行い、監査において対応策等の実施状況の点検を行うとともに、事業継続計画(BCP)対応規則に沿って定期的に教育や訓練を行っております。また、リスク管理委員会において、経営に特に重要な影響をおよぼす可能性があり、その対応が多部門に亘るリスクを整理し、期末に一元的にモニタリング監査を行う等、リスク管理体制の一層の強化に取り組んでおります。

④ 当社および子会社からなる企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 各取締役は、取締役会規則等に規定された権限および執行手続に基づき職務を執行するとともに、各執行役員は、取締役会が決定した経営戦略および意思決定に基づき、迅速な業務執行を行っております。また、取締役を中心に構成される経営会議において、経営上重要な業務執行における方針･計画ならびにその業務の実施について協議決定しております。

イ 中期経営計画および各年度予算等の策定を通じて、当社グループ全体および各社の目標を明確にするとともに、進捗状況を定期的に確認しております。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 監査等委員および内部監査室が、各部署および子会社に対して、重要な業務プロセスが適正に行われているかどうかにつき監査を実施しております。また、子会社の取締役および子会社を管轄する執行役員等が参加する関係会社経営報告会を定期的に開催するとともに、当社の取締役会にて定期的に子会社の経営状況の報告を行っております。

イ 子会社の取締役に、当社の執行役員もしくは主要職員を選任し、会社経営の主要な情報を入手し、適時判断を行っております。

⑥ 当社および子会社からなる企業集団における取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に業務の執行状況等必要な報告をするための体制

監査等委員は、取締役会やコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ適宜説明を求めております。また、「ネガティブ情報」を定義し、各部長が「ネガティブ情報」を把握した場合に内部監査室長へ報告しなければならない規則を定め、内部監査室長から当室の管掌役員ならびに監査等委員へ本情報を直ちに報告する体制をとっております。

⑦　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

一定額の予算をもうけ、監査等委員から費用の前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を処理しております。

⑧　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を行う部署の管掌役員もしくは子会社の取締役が、当社の取締役会等で定期的に報告を行っております。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法およびその他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行うとともに、その評価をするための体制を確保しております。

⑶　会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容

当社は、長年にわたり築き上げてきた各種技術を有効に活用しつつ、中期経営計画の実行に取り組むことが、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、創立以来蓄積された専門技術やノウハウを十分に理解したうえで、顧客、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を維持しつつ、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させていく者でなければならないと考えております。

②　基本方針の実現に資する取り組み

上記の基本方針のもと、当社グループは、創立以来硫酸関連技術を基盤に酸化チタンや界面活性剤を生み出し、さらには、これら製品において長年蓄積してきた表面処理技術、分散技術、スルホン化技術等を駆使し、化粧品用向けの微粒子酸化チタン、表面処理製品や圧電材料等の高付加価値製品を生み出し、企業価値向上に努めてまいりました。

現在当社グループは、これまで培ってきた企業基盤を礎に、これらの一層の積極的な展開と経営資源の重点配分により、さらなる躍進を期すべく取り組んでおります。殊に、環境関連製品の新規開発をはじめ、コア技術を核とした高付加価値製品への展開、それらの早期事業化を推進し、さらに諸課題に果敢に取り組んで、持続的な企業価値向上を図っております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年６月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、その後、2011年６月29日、2014年６月27日、2017年６月28日、2020年6月25日開催の

定時株主総会において、その一部変更と継続について株主の皆様にご承認いただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます）を運用してまいりましたが、旧対応方針の有効期間は2023年６月27日開催の定時株主総会終結の時までとなっておりました。当社は、旧対応方針継続後も当社の企業価値・株主共同の利益向上のため、その在り方について引き続き検討してまいりました結果、旧対応方針を一部見直したうえ（以下、見直し後の対応方針を「本対応方針」といいます）、2023年６月27日開催の定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

本対応方針は、大規模買付者に対し、事前に、遵守すべき手続を提示し、大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容についての情報収集、検証等を行い、株主の皆様に大規模買付者の買付情報および当社取締役会の計画や代替案を提示することにより、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等の十分な情報をもって、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを目的としております。

本対応方針においては、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、当社が定める所要の手続（以下「大規模買付ルール」といいます）に従って行わなければならないものとし、大規模買付ルールに従わない場合、あるいはこれに従う場合でも大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと判断される場合には、対応措置として新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.tayca.co.jp/ ）に掲載の2023年５月10日付公表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続について」をご参照ください。

④　上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②の取り組みは、長年にわたり築き上げてきた各種技術を駆使し、中期経営計画の実行を通じて、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであります。従って、当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記③の取り組みは、大規模買付行為が行われた場合に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる最善の方策の選択を当社株主の皆様にご判断いただくために、必要な情報や時間を確保したり、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、また、株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するためのものであります。また、大規模買付行為に対する対応措置は、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合にのみ発動されるよう設計されており、さらに対応措置の発動にあたっては、社外有識者等により構成された独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、当社取締役会の恣意的な判断

を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されております。これらのことから当社取締役会は、この取り組みが基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

【ご参考】

上記③の本対応方針につきましては、当社の企業価値·株主共同の利益向上のため、2026年5月13日開催の当社取締役会において、一部を見直したうえ、2026年6月24日開催予定の第160回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定しており、同総会の議案として上程しております。詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考書類 第2号議案(12ページ~34ページ)」をご参照ください。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する中長期的な視点での安定した利益還元を経営の重要事項と認識しており、将来の成長投資や経営基盤強化に必要な株主資本の水準を保持しつつ、各期の業績等を総合的に判断して配当を実施することを基本方針としております。この基本方針に基づき、配当方針につきましては、2026年5月13日付公表資料「中期経営計画「MOVING-10 STAGE3」策定のお知らせ」のとおり、DOE 3%以上または配当性向100%のいずれか高い方を基準としております。

当期末の配当金につきましては、2026年5月13日開催の取締役会におきまして、1株当たり40円とさせていただきました。なお、中間配当金は1株当たり20円を実施しており、年間配当金は1株当たり60円となりました。

(注) 本事業報告中の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、それぞれ単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	**(88,558)**	**(負債の部)**	**(27,066)**
流動資産	**47,873**	**流動負債**	**16,162**
現金及び預金	11,273	支払手形及び買掛金	6,066
受取手形及び売掛金	16,867	短期借入金	2,247
電子記録債権	704	1年内返済予定長期借入金	4,321
商品及び製品	9,790	未払法人税等	211
仕掛品	2,721	賞与引当金	418
原材料及び貯蔵品	5,592	その他	2,897
その他	931	**固定負債**	**10,904**
貸倒引当金	△6	長期借入金	5,809
固定資産	**40,684**	繰延税金負債	2,973
有形固定資産	**21,377**	退職給付に係る負債	2,079
建物及び構築物	8,257	その他	42
機械装置及び運搬具	7,530	**(純資産の部)**	**(61,491)**
土地	4,464	**株主資本**	**48,127**
建設仮勘定	492	**資本金**	**9,855**
その他	632	**資本剰余金**	**4,965**
無形固定資産	**845**	**利益剰余金**	**34,503**
のれん	664	**自己株式**	**△1,197**
その他	181	**その他の包括利益累計額**	**12,845**
投資その他の資産	**18,460**	**その他有価証券評価差額金**	**10,246**
投資有価証券	17,556	**為替換算調整勘定**	**1,863**
長期前払費用	468	**退職給付に係る調整累計額**	**735**
繰延税金資産	80	**非支配株主持分**	**518**
退職給付に係る資産	192		
その他	182		
貸倒引当金	△20		
資産合計	**88,558**	**負債純資産合計**	**88,558**

連結損益計算書

(自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日)

科目	金額	
		百万円
売上高		57,373
売上原価		48,378
売上総利益		**8,994**
販売費及び一般管理費		6,817
営業利益		**2,176**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	516	
その他	143	659
営業外費用		
支払利息	142	
その他	21	164
経常利益		**2,672**
特別利益		
投資有価証券売却益	29	29
特別損失		
減損損失	3,170	
固定資産除却損	503	3,673
税金等調整前当期純損失		**971**
法人税、住民税及び事業税		662
法人税等調整額		△790
当期純損失		**842**
非支配株主に帰属する当期純利益		35
親会社株主に帰属する当期純損失		**878**

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	**(80,530)**	**(負債の部)**	**(23,664)**
流動資産	**39,591**	**流動負債**	**12,840**
現金及び預金	8,466	支払手形	245
売掛金	12,854	買掛金	3,222
電子記録債権	513	短期借入金	2,000
商品及び製品	9,158	1年内返済予定長期借入金	4,283
仕掛品	2,162	未払金	1,446
原材料及び貯蔵品	4,870	未払費用	93
前払費用	73	未払法人税等	83
未収入金	332	賞与引当金	391
関係会社短期貸付金	1,039	その他	1,072
その他	120	**固定負債**	**10,824**
固定資産	**40,938**	長期借入金	5,740
有形固定資産	**18,896**	繰延税金負債	2,273
建物	6,870	退職給付引当金	2,810
構築物	795		
機械及び装置	6,254		
車両運搬具	15		
工具、器具及び備品	618	**(純資産の部)**	**(56,865)**
土地	3,992	**株主資本**	**46,633**
建設仮勘定	349	**資本金**	**9,855**
無形固定資産	**154**	**資本剰余金**	**4,965**
ソフトウェア	105	資本準備金	2,467
施設利用権	6	その他資本剰余金	2,498
無形固定資産仮勘定	42	**利益剰余金**	**33,009**
投資その他の資産	**21,888**	その他利益剰余金	33,009
投資有価証券	17,513	別途積立金	21,200
関係会社株式	3,754	繰越利益剰余金	11,809
長期貸付金	0	**自己株式**	**△1,197**
関係会社長期貸付金	134	**評価・換算差額等**	**10,232**
長期前払費用	345	**その他有価証券評価差額金**	**10,232**
差入保証金	123		
その他	35		
貸倒引当金	△20		
資産合計	**80,530**	**負債純資産合計**	**80,530**

損　益　計　算　書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

科目	金額	
		百万円
売上高		39,433
売上原価		32,926
売上総利益		**6,506**
販売費及び一般管理費		5,533
営業利益		**973**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,441	
その他	313	1,755
営業外費用		
支払利息	106	
その他	28	135
経常利益		**2,593**
特別利益		
投資有価証券売却益	27	27
特別損失		
減損損失	3,261	
固定資産除却損	486	3,748
税引前当期純損失		**1,126**
法人税、住民税及び事業税		396
法人税等調整額		△1,172
当期純損失		**350**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

テイカ株式会社
　　取締役会　御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員　業務執行社員　公認会計士　加賀谷　剛
指定社員　業務執行社員　公認会計士　岸田　忠郎
指定社員　業務執行社員　公認会計士　中村　健太郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、テイカ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テイカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

テイカ株式会社
　　取締役会　御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　加賀谷　剛
指定社員 業務執行社員　公認会計士　岸田　忠郎
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中村　健太郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、テイカ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

⑴監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が国内子会社の監査役を兼務しており、国内子会社の取締役会等に出席するほか、内部監査室及び子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

⑵事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑶会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月22日

テイカ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中　務　康　介

監査等委員　山　本　浩　二

監査等委員　尾　﨑　まみこ

監査等委員　井　上　　剛

監査等委員　古　島　礼　子

（注）　監査等委員山本浩二、尾﨑まみこ、井上剛及び古島礼子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号
ホテル日航大阪４階「孔雀」

アクセス方法

大阪メトロ御堂筋線「心斎橋駅」南改札からすぐの8号出口と直結しています。
長堀鶴見緑地線「心斎橋駅」と御堂筋線「心斎橋駅」は連絡道でつながっています。

テイカ株式会社

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。